



Title	近世山割制度の研究
Author(s)	原田, 敏丸
Citation	大阪大学, 1970, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/29970
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 ＜a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed">https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed >大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

【 1 】

氏名・(本籍)	はら だ とし まる 原 田 敏 丸
学位の種類	経 済 学 博 士
学位記番号	第 1 8 9 0 号
学位授与の日付	昭 和 45 年 2 月 20 日
学位授与の要件	学位規則第5条第2項該当
学位論文題目	近世山割制度の研究
論文審査委員	(主査) 教 授 宮本 又次 (副査) 教 授 内海 洋一 教 授 作道洋太郎

論 文 内 容 の 要 旨

山割制度とは村中持山（あるいは入会山）が村内各戸に割当てられて、一定の共同体的制約の下に各戸の用益，就中毛上の収益が認められるという制度であるが，本稿は主として近世の山割制度に関する実証的研究である。

総説篇の第1章は本稿において取扱うべき山割制度の限界と多様性について述べ，さらに山割の多くは耕地割替に付随して行なわれたという説を批判して，全国的にみると山割制度のみ単独で施行される場合の方がむしろ多いことを主張している。

第2章は従来の山割制度研究史を第二次大戦前と戦後に分けて考察している。戦後は戦前に比較すると山割制度に対する関心が普及して，戦前の研究の重点が明治維新以後にあったのに対し，戦後は江戸時代の山割制度に関する研究が盛んとなり，さらには総括的な研究もあらわれるに至った。また山割制度に対する関心が多角化して，これを村落構造の中に据えて，あるいは村落構造との関連において研究しようとするものが多くなった。

このような研究動向に沿って，各説篇にかかげた事実に基づき概括を試みたのが第3章である。その要点を摘記すれば次の如くである。近世の山割制度は本来村中持山（あるいは入会山）にその一利用形態として実施されたもので，一般的には17世紀後半すなわち慶安から元禄に至る時期に越前・近江を主とする地域を中心として発生した。発生の原因として従来農村に対する商品経済の浸透や入会林野の欠乏等があげられているが，それらは何れも山割が発生しやすい前提条件なりとし，山割発生の直接的動機乃至目的とするところはむしろ第一に村民各戸の相続維持もしくは雷落防止，第二に荒廃せる村中持山の立毛を保護育成せんとするにあったと断定した。また山割には不平等割と平等割とがあり，何れも発生期から併存するが，前者は後者へと転換する傾向があり，その改革が18世紀就中宝暦・明和・安永期にあらわれ，山割制度史に一つの段階を画

する。年期割と永代割もともに早期から併存するが、年期割山はその割当期間が漸次延長して遂には永代割山化する傾向があり、これは割山が将来個人持山化する方向への胎動であるとみている。

この傾向は明治以後に本格化するが、その発端は既に江戸時代に始まった。幕末になって本来禁止されている割山の売買が事実上行なわれるようになり、しかもその違法行為に対する制裁（割山没収）規定が有名無実化してくると山割制度はもはや村中持山（入会山）の一利用形態たるにとどまらず、村中持山（入会山）が個人持山へ移行する過渡期的現象とみななければならなくなる。幕末にこのような状態に達し、事実上個人の持山に極めて近い性質を有するに至った割山が少なくなかったが、明治維新以後部落が村民各戸から割山を回収できなくなり、個人の私有地として登記され、個人の私有地化が完成することとなった。これらの推移の中に私的土地所有成立の過程を見ることができると考えた。

各説篇は近江・信濃・出羽・越後・越前・摂津・播磨・安芸等の諸国における山割制度の個別的な研究の集成であって、そこで明らかにされた諸事実が上述総説篇の第3章における概括的叙述の主要な基礎となっている。

各説篇第1章は近江の山割制度について地域別の研究を試みている。その第1節は主として慶安期の山割定書を残している新堂村と明和の山割改革に関する明確な史料が現存する石馬寺村の事例につき、割受人の制限的性格および不平等割から平等割への改革を中心として考察し、あわせて神崎郡五個荘地方における山割制度の概要を述べている。第2節は現在の伊香郡木之本町に属する諸部落の山割制度につきその沿革を概説しているが、とくに江戸時代北国街道筋の千田・木之本両村における割山の回収ないし没収規定が強固に維持された山割規約を検討し、中でも木之本村の場合、山割平等化の傾向があることを指摘している。第3節は甲賀郡西部の諸部落における山割制度の趨勢につき述べているが、就中西寺・泉両村については何れも元禄期に惣山に山割を実施した経緯を明らかにしている。第4節は栗太郡の小田原・六地藏両村の村中持山が荒廃せる山の毛上を保護育成することを目的として山割が行なわれるに至ったことを述べている。第5節は蒲生郡小脇郷諸村が宝暦期に郷の惣山を戸別割にした際の仕法について考究しているが、とくに割山が田地に付随して売買された事実をあげて、その採草地的性格と個人持地化の傾向に注目している。第6節は坂田郡山東町内各部落の山割につき江戸時代におけるその痕跡に遡って考察している。この地域の山割制度は寛文期あるいはそれ以前にはじまる。ここでは幕末まで不平等割が存在したが維新に際してすべて平等割に切かえられた。第7節には右以外の地域における若干の重要な史料を掲げ、第8節は本稿の主題外であるが、明治以後における近江の山割制度について要約している。

各説篇第2章は信州綿内村の事例について、幕末におけるその創始の経緯から実施・変質・解体に至る過程を明らかにした。とくにこの村は耕地割替をも行なっているが、本章はそれと山割とは本来無関係であったことを実証しようとしている。

第3章は出羽南部庄内藩領各村における山林の分割について述べ、割山類似形態として分散預け山や分散地続山をあげ、さらに本来の割山にも言及し、この地方の割山をめぐる山林の支配と

利用とは著しく封建的性格を持っていたと考えている。

第4章は中世末期以来の土着豪族が村内の主導権を握っていた近世前期越後山間部農村の山割には、その特色として過渡的二重性格があったこと、すなわち土豪の特権的地位と村中惣百姓の発言力がからみあっており、従属的農民の上昇自立化の気配と同時にその限界があったことを論述している。

第5章は越前の上平吹・嶋両村における山割につき家株制度との関係を中心にして考察した。慶安年中山割の創始と同時にじまった家株は高持百姓が有した権利・義務の総体であるが、そのうち主たるものが家山の所持であった。後家株数の固定とともに無株の高持百姓も生じ、家株百姓は高持百姓中でも特権的な存在となり、幕末にはこの特権的制度打破・解体の動きが生じ、割山もまたこの動向によって私有地化が促進されることとなった。

第6章は摂津奥平野村の元禄4年山割帳の分析を通じて、不平等割当方法の特殊事例を明らかにし、さらにその後の山割帳と比較して家持下人が独立して割山を取得するに至ったことを指摘している。

第7章は播州栗村の安永10年における入会地分割について大高持百姓と小百姓との間に異論があり、その争論の内容・経過・実施の過程をたどっている。これを要するに注目すべきは入会地分割の動機が主として経済的な問題にあり、就中商品経済の村落への浸透が重要なかわりをもっていたことである。

第8章は芸州北部農村における幕末以降の山割について考究している。ここでは割山発生が入会草山の毛上を保護育成するにあること、不平等割が平等割へと段階的に変化する傾向があること、入会地が割山形態を経て個人所有地化すること等を史料の上で明瞭にあとづけている。

論文の審査結果の要旨

本論文が経済史研究上有する意義は、つぎのように要約することができる。

その第一は、これまで村落の共同体的な所有ないし所有関係のもとにある土地が村落内部でどのような形態をもって利用されていたかということは、あまり明確にされていない。本論文は、この問題の解明のために有力な鍵を提供している。

その第二は、本論文により耕地の場合具体的な史料の乏しい個人的私的土地所有の成立過程の一断面を提示し、農業経済近代化の重要な局面を明らかにしていることにもとめられる。とくに精緻な実証的史料操作とすぐれた論理的構成とをもって、上記の分野の研究を推進した意義は大きく、本論文は経済学博士の学位を授与されるに十分値するものと認める。